

「京都景観賞 京町家部門」募集対象の詳細及びイメージについて

1 「望ましい修繕・改修をされた京町家」の区分

既存の京町家^{※1}の優良な改修事例を募集します。

- (1) 外観に限らず、建物内部だけの修繕・改修事例も応募いただけます。
- (2) 部分的な修繕・改修事例も応募いただけます。
- (3) 募集対象とする京町家のイメージは、以下のとおりです。

※1 対象となる京町家は、昭和25年11月22日以前に建築されたものであることなど、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第2条第1号に定める京町家の定義に該当するものとしますが、該当するかどうかについては、京都市で確認します。

イメージ

- 京町家の良さを生かした改修がなされている京町家
- 伝統的な形態や意匠を維持しつつ、現代の生活に合わせ、快適な暮らしができるような改修が施された京町家
- 伝統的な形態・意匠に復元した京町家

など

2 「京町家の知恵を受け継いでいると認められる新築等の建物」の区分

新築の建物や、昭和25年以降に建てられた建物^{※2}の改修事例で、京町家の要素が取り入れられている建物を募集します。

- (1) 現代的な建物も対象で、木造のほか、非木造も選考対象です。
- (2) 外観に限らず、内部空間等、建物内部の状況だけでも選考対象とします。
- (3) 建物の部分的な要素でも応募いただけます。
- (4) 募集対象とする建物のイメージは、以下のとおりです。

※2 昭和25年11月23日以後に建てられた建物を対象とします。なお、建築年月日が不明な場合であっても、応募いただいたものを京都市で確認します。

イメージ

- 地域社会とゆるやかにつながり、互いに心地よく暮らせる建物

- ・ まちと、程よくつながる仕掛けのあるもの（伝統的な町家の通り庇の軒下空間や、通り庭のような機能をもつ仕掛けなど）
 - ・ 地域コミュニティと調和した優良な集合住宅
- など

- 四季や自然を楽しめる建物

- ・ 通り庭や坪庭、奥庭を現代に生かしたもの
 - ・ 風通しや自然採光等、快適な居住空間を実現しつつ自然とうまく付き合えるもの
 - ・ 季節ごとの飾りや花などの「しつらい」を楽しめるもの（床の間や違棚といった伝統的なしつらい空間だけでなく、新しい柔軟なアイデアも対象です。）
 - ・ 内装や外装に自然素材をうまく使っているもの
- など

○ 長く使い続けられる工夫がされた建物

- ・ 経年変化が楽しめる工夫をしているもの
- ・ メンテナンスしやすい工夫をしているもの など

○ その地域の町並みや特徴になじんだ建物

- ・ 町並みを踏まえて駐車スペースを工夫しているもの
- ・ その地域の景観になじんだ外観意匠のもの（伝統様式を踏襲しているもののほか、現代的な意匠であっても町並みにうまくなじんでいるようなものも対象です。）
- ・ 地域の歴史やお祭りなどの地域活動等、その場所の文化を踏まえて造られたもの など

○ 伝統技術や技能を生かした建物

- ・ 木組や左官等の伝統技術・技能を生かした構法や材等を採用しているもの
- ・ 畳など和の空間をうまく設けているもの
- ・ 古建具や古材をうまく活用しているもの など

など

3 「京町家における生活文化を継承した住まい方を実践する個人又は団体」の区分

京町家とその暮らしの文化を大切にし、受け継がれている個人や団体を広く募集します。

(1) 「京町家ならではの暮らし」を続けられている方をはじめ、それを支援する活動や、店舗としての利用等も含め、京町家での暮らし等の魅力を広めることなどを行っている個人又は団体を、広く対象とします。

(2) また、「地蔵盆では必ず自宅の京町家を開放し、御近所の方を受け入れている」などの取組でも実施しているのであれば、応募いただけます。

(3) 募集対象とする個人や団体のイメージは、以下のとおりです。

イメージ

- 端午の節句や雛祭りなどの伝統行事を大切にした暮らしを送る個人の方
- 京町家と所縁が深い伝統産業などを営み、職住が一体となった生活を送る事業者（個人や団体）
- 京町家の維持管理など、京町家ならではの暮らしを支援する団体
- 京町家の魅力を伝える活動を行う事業者や市民活動団体
- 産学連携などにより、京町家の保全・継承を進める事業者や団体 など